

第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

1 計画策定の背景

厚生労働省が令和元(2019)年に公表した平成30(2018)年の「人口動態統計月報年計(概数)」では、わが国の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数)は1.42で、平成29(2017)年の1.43から0.01下がり、3年連続で低下し、少子化の問題は年々深刻度を増しています。国立社会保障・人口問題研究所が平成27(2015)年に実施した「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」の結果では、夫婦が理想とする平均子ども数と、予定する平均子ども数はいずれも低下し過去最低となっています。夫婦の予定の子ども数が理想の子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」で、次いで「高年齢で生むのはいやだから」となっています。

また、厚生労働省の調査の結果では、平成27(2015)年の貧困率(平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す率)は13.9%、さらにひとり親家庭の貧困率は50.8%と、先進国の中でも最悪な水準であると言われ、子どもの貧困問題は深刻化している状況です。

このような状況を踏まえ、国では、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供体制の一層の充実を図るため、平成24(2012)年8月に、子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法¹」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法²」)が成立し、平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

しかし、子ども・子育て関連3法等の施行以降、都市部を中心に保育所待機児童は依然増加を続け、また児童虐待による痛ましい事件の多発などを踏まえて、国では「子育て安心プラン」の制定や「児童福祉法」の改正を行っています。

また、平成25(2013)年に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元(2019)年6月に改正法が公布され、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が連鎖したりすることで閉ざされることがないように、市町村において子どもの貧困対策のための計画の策定を努力義務とするなど、貧困対策を総合的に進めるよう求めています。

さらに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元(2019)年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

¹ 正式名「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」

² 正式名「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」



2 計画の目的

本市では、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27(2015)年3月に「茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)」(以下「第3期計画」)を策定し、市民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進しています。

第3期計画が令和元(2019)年度末をもって終了することから、第3期計画での取組での成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とする「茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)」(以下「本計画」)を策定するものです。

子どもや子育て家庭をめぐる状況を踏まえ、第3期計画の取組を見直し・充実しつつ、結婚、妊娠・出産、子育てなどの各ライフイベントでの支援をはじめ、妊娠・出産期から青年・若者期までに至る切れ目ない支援に加え、対策の強化が求められている児童虐待をはじめ、子どもの貧困対策、若者の自立支援、家庭と仕事の両立支援などの今日的な課題の解決に向けた取組を一層進めることが求められています。

これら課題の解決に向け、本計画を策定し、子ども・子育てに関する給付・事業の計画的な確保・実施に加え、次世代育成支援施策を含む総合的な施策を一層推進します。

第2節 計画の性格

1 位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条で規定する「市町村行動計画」(次世代育成支援行動計画、任意策定)に位置づけられ、子ども・子育て支援法第2条(基本理念)を踏まえ、同法第61条で規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」(子ども・子育て支援事業計画、策定義務)と一体的に策定しています。

また、本計画には、次の計画に関する施策も含んでいます。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で規定する「自立促進計画」
(ひとり親家庭等自立促進計画、任意策定)
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」
(子ども・若者計画、任意策定)
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村子どもの貧困対策計画」(子どもの貧困対策計画、任意策定)



【関係法律の関連条文（抜粋）】

■次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法

（自立促進計画）

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

■子ども・若者育成支援推進法

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律

（都道府県計画等）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



2 他計画との関係

本計画は、まちづくりの総合的指針である「第5次茨木市総合計画」を上位計画とし、総合計画の基本構想でめざす6つのまちの将来像のうち、「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」の実現のための一翼を担う分野別計画となるものです。

また、本計画は、保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等、市政の各分野にわたる子育ての総合的な計画として策定するものです。

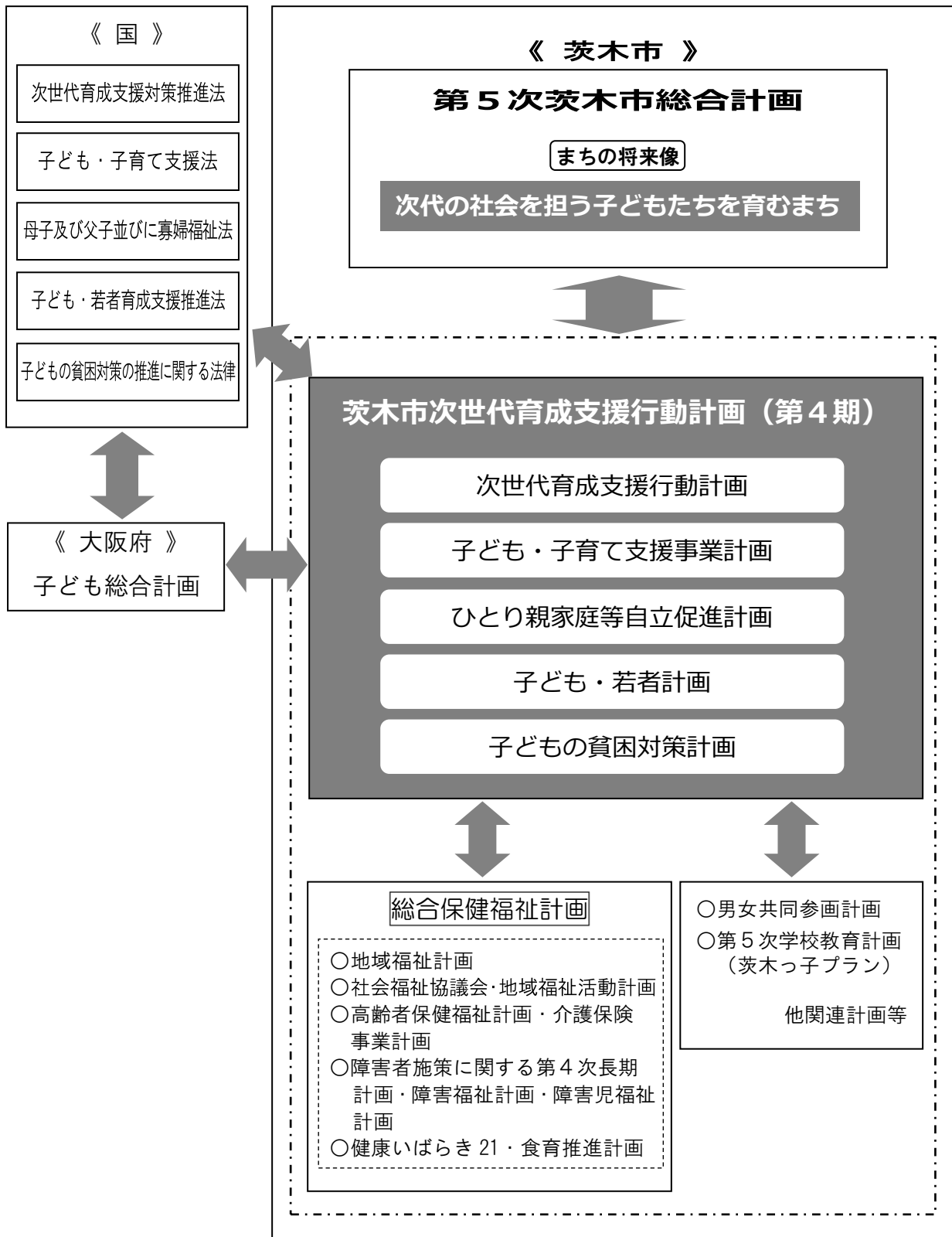
【総合計画・基本構想の概要】



(「第5次茨木市総合計画」より)

さらに、本計画は、大阪府の「大阪府子ども総合計画」をはじめ、「茨木市総合保健福祉計画」や「茨木市男女共同参画計画」などの関連計画等と連携を図り推進していきます。

【関連計画等との関係図】





第3節 計画の期間と推進体制

1 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までとします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 計画の推進体制と進行管理

本計画の進行にあたっては、次世代育成支援施策、子ども・子育て支援事業、子ども・若者施策等について市民への広報・啓発に努めるとともに、「茨木市こども育成支援会議」が計画の進行管理を行います。

会議では、教育・保育施設をはじめ、特定地域型保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保状況のほか、次世代育成支援等に関する施策(事業)の進行状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議します。

また、本計画に包含して策定している「子どもの貧困対策計画」において設定している子どもの貧困に関する指標については、関係各課が教育や生活支援などのための事業を実施する中で、毎年度指標の改善状況を把握し、必要に応じ事業の見直しを行い、こども育成支援会議に報告します。

さらに、協議内容等については、市民への情報提供に努めます。

